

2025年4月1日

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

東京都品川区北品川六丁目7番29号

富士石油株式会社

代表取締役 山本重人

当社は、2025年2月20日付でアラビア石油株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アラビア石油株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する事後開示事項（会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項）は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2025年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

（1）本合併をやめることの請求

アラビア石油株式会社は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（2）反対株主の買取請求

アラビア石油株式会社は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

アラビア石油株式会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

アラビア石油株式会社は、会社法第789条第2項に従い、2025年2月17日に官報において債権者に対する公告を行い、また、2025年2月17日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いましたが、異議を述べた債権者はませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過

（1）本合併をやめることの請求

本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はあ

りません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 第 2 項及び第 3 項並びに当社定款第 4 条（公告方法）に従い、2025 年 2 月 17 日に官報及び当社ホームページにおいて債権者に対する公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、アラビア石油株式会社の一切の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本合併の変更登記日

本合併による当社の変更登記申請及びアラビア石油株式会社の解散登記申請は、2025 年 4 月 8 日に行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2025年2月17日

吸收合併に関する事前開示書面

(吸收合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

(吸收合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

東京都品川区北品川六丁目7番29号

富士石油株式会社

代表取締役 山本 重人

東京都品川区東品川二丁目5番8号

アラビア石油株式会社

代表取締役 林田 伸五

富士石油株式会社（以下「吸收合併存続会社」といいます。）及びアラビア石油株式会社（以下「吸收合併消滅会社」といいます。）は、それぞれの取締役会の決議を経て、2025年2月20日付で締結した吸收合併契約書に基づき、2025年4月1日を効力発生日とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

本合併に関する事前開示事項（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項）は、下記のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりです。

① 関係会社株式の譲渡

2024年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、2024年7月1日付で、吸収合併消滅会社の保有する東京石油興業株式会社の株式の全部を、TPC株式会社に譲渡いたしました。

② 投資有価証券の譲渡

2025年2月7日開催の取締役会の決議に基づき、2025年2月10日付で、吸収合併消滅会社の保有するENEOSホールディングス株式会社の株式の全部を、吸収合併存続会社の完全子会社である富士石油販売株式会社に譲渡いたしました。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

2024年3月31日現在の吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額並びに上記5.(2)に記載の事象を含む2024年4月1日から本合併の効力発生日までの間の吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の資産及び負債の変動及びその見込みを踏まえますと、本合併の効力発生日以降における吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併の効力発生日以降、吸収合併存続会社の収益状況等について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ想定されておりません。

したがいまして、本合併の効力発生日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込

みはると判断しております。

7. 補足

事前開示開始日後に上記各事項に変更が生じた場合には、当該変更後の事項を直ちに開示いたします。

以上

(別紙1)

吸收合併契約書

富士石油株式会社（以下「甲」という）とアラビア石油株式会社（以下「乙」という）とは、甲と乙との吸收合併に関し、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸收合併存続会社とし、乙を吸收合併消滅会社として、合併する（以下「本合併」という）。

第2条（当事者の商号及び住所）

本合併に係る吸收合併存続会社及び吸收合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

吸收合併存続会社（甲）

商号：富士石油株式会社

住所：東京都品川区北品川六丁目7番29号

吸收合併消滅会社（乙）

商号：アラビア石油株式会社

住所：東京都品川区東品川二丁目5番8号

第3条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）

乙は甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して乙の株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（合併承認決議等）

- 1 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約に関する株主総会の決議による承認を得ることなく、本合併を行う。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約に関する株主総会の決議による承認を得ることなく、本合併を行う。

第 6 条（効力発生日の定め）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2025 年 4 月 1 日とする。但し、本合併の手続進行上の必要性その他の事由がある場合には、甲及び乙は協議し合意の上、この期日を変更することができる。

第 7 条（会社財産の引継）

本合併により、効力発生日において、乙は、乙の一切の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を甲に引き継ぎ、甲は、これらを承継する。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産の管理及び運営をするものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意しなければならない。

第 9 条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間、天変地異その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は、本合併の条件の変更を要すると認められる事情が判明したときには、甲及び乙が協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本合併に関して国内外の関係法令上必要となる関係官庁の承認等が得られなかったときには、その効力を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを決定するものとする。

本契約の成立の証として本契約書 1 通を作成し、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025 年 2 月 20 日

(甲) 東京都品川区北品川六丁目 7 番 29 号
富士石油株式会社
代表取締役社長 山本 重人

(乙) 東京都品川区東品川二丁目 5 番 8 号
アラビア石油株式会社
代表取締役社長 林田 伸五

第 67 期事業年度

2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

計算書類及びその附属明細書

アラビア石油株式会社

貸 借 対 照 表

2024年3月31日現在

(単位:百万円)

アラビア石油株式会社

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|--------------|--------------------------|--------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 3,052 | 流 動 負 債 | 6 |
| 現 金 及 び 預 金 | 251 | 未 払 金 | 3 |
| 未 収 入 金 | 1 | 未 払 法 人 税 等 | 2 |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 2,800 | そ の 他 流 動 負 債 | - |
| そ の 他 流 動 資 産 | - | 負 債 合 計 | 6 |
| 固 定 資 産 | 828 | (純 資 産 の 部) | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 828 | 株 主 資 本 | 3,609 |
| 投 資 有 価 証 券 | 723 | 資 本 金 | 100 |
| 関 係 会 社 株 式 | 93 | 資 本 剰 余 金 | 2,639 |
| そ の 他 投 資 等 | 12 | 資 本 準 備 金 | 25 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 2,613 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 870 |
| | | 利 益 準 備 金 | 159 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 710 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 710 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 266 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 266 |
| | | 純 資 産 合 計 | 3,875 |
| 資 産 合 計 | 3,881 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 3,881 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

(単位：百万円)

アラビア石油株式会社

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|-----|
| 売 上 高 | - |
| 売 上 原 価 | - |
| 売 上 総 利 益 | - |
| 販売費及び一般管理費 | 3 |
| 営 業 損 失 | 3 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 46 |
| 為 替 差 益 | 0 |
| そ の 他 | - |
| 47 | |
| 営 業 外 費 用 | |
| そ の 他 | 0 |
| 43 | |
| 経 常 利 益 | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 43 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △ 7 |
| 当 期 純 利 益 | 50 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

(単位:百万円)

アラビア石油株式会社

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | 株主資本合計 | |
|---------------------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|-----|--------|--|
| | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | |
| | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 100 | 25 | 2,613 | 2,639 | 159 | 659 | 819 | 3,558 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 50 | 50 | 50 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 50 | 50 | 50 | |
| 当期末残高 | 100 | 25 | 2,613 | 2,639 | 159 | 710 | 870 | 3,609 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|-------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2 | 2 | 3,561 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | - | - | 50 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 263 | 263 | 263 |
| 当期変動額合計 | 263 | 263 | 313 |
| 当期末残高 | 266 | 266 | 3,875 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

| | |
|---------------|---|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算出) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用している。

(3) 富士石油㈱グループを構成する会社として、グループ通算制度を適用している。

(4) 計算書類は、会社計算規則第98条第2項第1号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略している。

2. 株主資本等変動計算書の注記

(1) 当事業年度末日の発行済株式の種類及び総数

普通株式 53,137,377 株

(2) 配当に関する事項

該当事項はない。

第 67 期 附 属 明 細 書

2023年4月 1日 から
2024年3月31日 まで

アラビア石油株式会社
(単位:百万円)

1. 販売費及び一般管理費の明細

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----|
| 修 繕 維 持 費 | 2 |
| そ の 他 の 経 費 | 1 |
| 計 | 3 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。